

健康データに基づく未病・予防対策事業委託業務 プロポーザル募集要領

令和 8 年 5 月 2 2 日
岐阜県健康福祉部国民健康保険課

第 1 目的

現在、市町村においてはデータヘルス計画のもと、自市町村の健康課題を明確化し、PDCA サイクルに基づく保健事業を実施しています。また、「データヘルス計画策定の手引き」においては、計画の標準化を推進するにあたり、県は保険者の健康課題の把握や業務負担の軽減に向けた支援を行うことが求められています。

本業務では、県内全市町村の健診データ・レセプトデータ等を用いて県が重点的に取り組むべき疾病を把握し、そのうえで地域における主要な健康課題となっているものについて、先進的な分析手法を用い、地域特性や課題の要因を明確化し、これにより市町村が保健指導等の保健事業を企画・実施する際のエビデンスを強化し、被保険者の健康保持増進につなげることを目的としています。

そこで、「健康データに基づく未病・予防対策事業委託業務」の実施にあたり、より効果的かつ効率的に行うための提案を募集します。

第 2 業務内容

1 委託業務名

健康データに基づく未病・予防対策事業委託業務

※以下、「本委託業務」という。

2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 日まで

4 委託費の上限

21,999,948 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げるすべての要件を満たすものとしします。

なお、単独法人にあつては、以下の（1）から（10）までのすべての要件を満たすものとしします。共同体にあつては、すべての構成員が（1）から（9）までのすべての要件を満たす必要があり、（10）の要件については構成員のいずれかが条件をみたすことを必要とします。

- （1）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- （3）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (10) 過去 5 年以内に、国、地方公共団体が発注した、保健分野のデータ分析又は市町村支援事業に関する受託実績を有すること。

2 企画提案書の作成

以下の項目（「委託業務仕様書」も参照すること）について、企画提案書（様式 2）により企画・提案してください。なお、企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折り込み使用可）とします。また、使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 企画案の内容等について（別紙 1）
- (2) 全体スケジュールについて（別紙 2）
- (3) 委託業務の実施体制について（別紙 3）
- (4) 見積書（別紙 4）
- (5) 社会的課題への取組み（別紙 5）
- (6) 行政機関からの受託業務実績書（別紙 6）

3 プロポーザルの手続き等

- (1) スケジュール

①募集要領等の公表・配布	令和 8 年 5 月 22 日(金)～令和 8 年 6 月 22 日(月)
②募集要領等に係る質問書の受付	令和 8 年 5 月 22 日(金)～令和 8 年 6 月 15 日(月)
③プロポーザル参加申込書の受付	令和 8 年 5 月 22 日(金)～令和 8 年 6 月 15 日(月)
④企画提案書等の受付	令和 8 年 5 月 22 日(金)～令和 8 年 6 月 22 日(月)
⑤評価会議	令和 8 年 7 月上旬(予定)
⑥評価結果の通知・公表	令和 8 年 7 月中旬(予定)

(2) 募集要領等の配布

① 配布日時・閲覧日時

令和8年5月22日（金）～令和8年6月22日（月）（閉庁日を除く。）
午前9時～午後5時

② 配布場所

募集要項は、原則、以下のWebサイトからダウンロードにより入手してください。

岐阜県庁Webサイト (<https://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報 >
入札・公売 > 公募型プロポーザル

ダウンロードができない場合は、以下の場所にてお渡しします。

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁15階）

(3) 募集要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間

令和8年5月22日（金）～令和8年6月15日（月）（必着）

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式5）を国民健康保険課あて電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

なお、その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：c11218@pref.gifu.lg.jp

※電子メールの件名に、「【質問】健康データに基づく未病・予防対策事業委託業務事業」と記載してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のWebサイトにて公開します。

岐阜県庁Webサイト (<https://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報 >
入札・公売 > 公募型プロポーザル

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和8年5月22日（金）～令和8年6月15日（月）（必着）（閉庁日を除く。）

② プロポーザル参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 共同体構成員届出書（様式1-2）（該当する場合のみ）

ウ 共同体協定書（様式1-3）（該当する場合のみ）

エ 共同体委任状（様式1-4）（該当する場合のみ）

③ 提出方法

必要な書類を添えて上記②を国民健康保険課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。なお、郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が証明される方法とってください。

(5) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和8年5月22日（金）～令和8年6月22日（月）（必着）（閉庁日を除く。）

② 企画提案書等の提出書類

ア 企画提案書（様式2）

※参考・説明資料が必要な場合は添付すること。

イ 法人概要書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部。参考・説明資料を含む。）

④ 提出方法

（4）③と同様

⑤ その他

必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ク 事業者選定終了までに、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合

ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません（軽微なものは除く。）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限内に企画提案書等の提出がなされない場合は、参加を辞退したものとみなします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、本業務の受託者が決定後から、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56条）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、評価会議開催日前日の正午までに、
辞退届（様式自由）を国民健康保険課に持参又は郵送により提出してください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には１００分の１０に相当する額を加算した額を記載してください。
- ③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。
- ④ 事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第４ 評価に係る事項

１ 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「健康データに基づく未病・予防対策事業委託業務委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議における評価は、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

２ 評価会議

（１）開催日等

令和８年７月上旬（予定）

※日時・場所については、後日、プロポーザル参加者にそれぞれ通知します。

（２）企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション ２０分以内（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・評価会議構成員からの質疑 １０分程度

（３）注意事項

- ・評価会議は非公開で行います。プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は３名以内とします。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機材を使用することはできません。企画提案書等受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

３ 評価項目及び評価内容

別紙「評価基準及び評価項目」のとおり

なお、各評価項目の合計点を１構成員につき１１０点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員３名：満点３３０点）が、６割以上（１９８点以上）であることを最低基準とします。

４ 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定

評価会議構成員の「評価基準及び評価項目」に基づく評価点を算出し、評価点の高い順から順位点を付し（プロポーザル参加者数を最高点とし、１位＝最高点、２位＝最高点－１点、３位＝最高点－２点、…）、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。ただし、順位点の合計が同一の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を

最優秀提案者とします。なお、順位点の合計が最も高いかつ提案金額が最も低い提案者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きのうえ、最優秀提案者を決定します。

5 提案者が一者又ははない場合の取扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のWebサイト上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿とし、参加者が2者の場合には公表しないこととします。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る使用を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結することがあります。

また、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第6 著作権等に関する事項

仕様書別記1「著作権等取扱特記事項」による。

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を委託することができる。

3 セキュリティ対策

仕様書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」によること。

4 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、仕様書別記3「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

5 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

6 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

第8 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

第9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第10 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県健康福祉部国民健康保険課 国保支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁15階

TEL 058-272-8343

FAX 058-278-2886

電子メール c11218@pref.gifu.lg.jp

別紙

健康データに基づく未病・予防対策事業委託 評価基準

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を110点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を当該構成員の評価点として算出する。
- (2) 第2表に基づき、構成員ごとに評価点の高い提案から順に次のア、イにより順位点を付する。
なお、この場合において、評価点数が同じとなった提案者が複数いるときは、それぞれ同じ順位点とする。
ア：1位の提案の順位点は、提案者数と同一の点数とする。
イ：2位以下の提案の順位点は、1位の順位点から順に1点ずつ減じた点数とする。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず、各構成員の評価点の合計（以下「総評価点」という。）が総評価点の上限の6割未満となった提案者は選定から除外する。なお、この場合において、すべての提案者が選定から除外されたときは、再度公募を実施するものとする。
- (5) (4)により選定から除外されなかった提案者のうち、順位点合計が同じとなった者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、この場合において、提案金額が同じである者が複数いる場合は、当該提案者らによるくじ引きにより順位を決めるものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、当該提案者が(4)により選定から除外されなければ、同者を最優秀提案者とする。

第1表

評価項目及び評価の内容（評価点110点）		評価基準				
1 業務の実施体制・実績（25点）		優良	良	普通	やや不十分	不十分
① 実施体制（別紙3） ・事業目的を達成するために、十分な事業実施体制が構築されており、KDB・レセプトデータ分析、保健事業支援に必要な専門知識・経験を有する人材が適切に確保されているか。	10	8	6	4	2	
② 都道府県による支援事業実績 ・都道府県または国民健康保険連合会との契約に基づき、市町村保健事業支援を行った実績があり、広域的視点での支援経験を有しているか。	5	4	3	2	1	
③ 市町村事業実績 ・市町村への保健事業支援について一定の実績があり、自治体現場の事務フローや課題を理解した対応が可能であるか。	5	4	3	2	1	
④ 見積内容（別紙4） ・事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。	5	4	3	2	1	
2 業務の企画・運営（80点）		優良	良	普通	やや不十分	不十分
① 全体について（別紙1） ・募集要領・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容となっているか。	5	4	3	2	1	
② データ分析・分析結果資料について（別紙1） ・県内全市町村の健診・レセプト等データを用い、統計的手法や機械学習等を活用して、地域特性や主要な健康課題を合理的かつ説明可能な形で整理できているか。将来の発症リスクや医療費への影響について、市町村が施策検討に活用できる形で提示できているか。	20	16	12	8	4	
③ モデル市町村への伴走支援について（別紙1） ・分析結果を踏まえたモデル市町村の選定基準が明確かつ客観的であり、当該市町村の実情に即した具体的な保健事業提案および、事業実施に至るまでの実践的な伴走支援（ヒアリング、助言、アクションプラン構築等）が期待できるか。	20	16	12	8	4	
④ 市町村向け報告会・横展開 ・分析結果およびモデル市町村支援の内容について、他市町村にとっても参考となる知見を分かりやすく整理し、保健事業の検討や改善につながる効果的な報告会内容が企画されているか。	10	8	6	4	2	
⑤ スケジュール（別紙2） ・業務全体のスケジュールが現実的かつ妥当であり、円滑な業務遂行が見込まれるか。	5	4	3	2	1	
⑥ 関係者との連絡調整能力（別紙2） ・事業の円滑な実施及び県との連絡調整を円滑に行うことができるか。	5	4	3	2	1	
⑦ セキュリティ（別紙3） ・個人情報保護や情報漏洩に対する対策が十分とられているか。	10	8	6	4	2	
⑧ その他 ・提案内容を総合的に判断し、本事業により県内市町村の保健事業の質向上及び医療費適正化に資する効果が期待できるか	5	4	3	2	1	
3 社会的課題への取組み（上限5点）（別紙5）						
「仕事と家庭の両立支援」（2点） 〈岐阜県登録又は厚労省認定のいずれかで（2点）〉 「障がい者雇用」（2点） 「若者の採用・育成」（1点） 「SDGsの取組み」（2点） といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	点					
評価点（1+2+3）（110点）	点					

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	※1	※2	※2	・・・

評価点の高い提案順に順位点を次のとおり付与します。

※1 提案者数と同一の点数

※2 1位の順位点から順に1点ずつ減じた点数